

# お知らせ板

発行 朝日町役場 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課  
朝日町ホームページ <https://www.town.asahi.yamagata.jp> TEL 67-2112  
FAX 67-2117

## 令和3年6月朝日町議会定例会（空気に感謝する議会）

### ▶会 期

6月3日（木）午前10時～6月7日（月）

### ▶一般質問

日 時	順	質問者	質問事項
6月3日（木） 午前11時	1	青木 裕子	朝日町の未来を担う人材の育成について
6月3日（木） 午後1時	2	和田 一則	人口減少が日常生活に与える影響について ー人口減少でも日常生活が維持できる町をめざしてー
	3	小関 崇夫	令和3年度施政方針の中から「高齢者の暮らし応援事業」と「朝日っ子の学力向上策」をひろい上げて、その前進を図るために
	4	長岡 裕二	凍霜害を防ぐ支援策は

### ▶議会を傍聴される方へのお願い

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用と、手の消毒をお願いします。
- ・発熱や咳など風邪の症状のある方、また2週間以内に海外または感染が拡大している地域から帰町、来町した方の傍聴はご遠慮ください。
- ・密集、密接を防ぐため、定員を半数の10名としております。  
ご理解とご協力のほどお願いします。

※当日の議会中継や詳細日程については変更の場合もあります。

※詳細は町ホームページで確認するか、下記へ問い合わせください。

### ▶問合せ先

議会事務局 ☎67-3306

## 町立病院 外来診察予定表

日		月		火		水		木		金		土	
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
				6/1		6/2		6/3		6/4		6/5	
				内科 糖尿 外科	眼科	内科		内科	眼科	内科 循環器		内科	
6/6		6/7		6/8		6/9		6/10		6/11		6/12	
	内科 整形	肝臓		内科 糖尿 外科	眼科	内科		内科	眼科	内科 循環器 整形			
6/13		6/14		6/15		6/16		6/17		6/18		6/19	
	内科	肝臓		内科 糖尿 外科	眼科	内科		内科	眼科	内科 循環器			

●発熱や風邪症状のある方は、来院前に電話連絡をお願いします。

●6月の土曜診療は6月5日です。

午前：午前9時から診察（午前11時30分まで受付）

午後：午後2時から診察（肝臓外来は午後2時30分、眼科は午後3時30分まで受付）

▶問合せ先 町立病院 ☎67-2125

## みんなの居場所すぽっと 6月の予定

「みんなの居場所すぽっと」はお茶飲み話、生け花やお茶会などの趣味、囲碁・将棋・麻雀等の娯楽の活動を通して、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に集い交流できるスポット（場所）です。利用は無料ですので、皆さんからのご利用をお待ちしています。

### ▶6月の開館日時

3日、4日、7日、10日、11日、14日、17日、18日、21日、24日、25日、28日

※原則、毎週月、木、金曜日

午前10時～午後3時30分

### ▶6月の行事

初心者向け麻雀教室：11日（金）、25日（金）

### ▶その他

現在、カラオケの利用を控えています。

### ▶問合せ先

みんなの居場所すぽっと

☎84-0202

（電話は開館時間中をお願いします）

## 児童手当現況届提出のお願い

児童手当を受給される方は、養育や所得の状況などを確認するため、現況届を提出してください。

期限内に提出されないと支給が遅れる場合がありますのでご注意ください。

### ▶提出期限

6月1日（火）～30日（水）

### ▶提出していただくもの

①現況届

②児童手当受給者の健康保険証のコピー

※窓口申請の場合は、受給者の健康保険証を持参してください。

### ▶提出方法

郵送または健康福祉課窓口

※新型コロナウイルス感染予防として、原則郵送での提出をお願いします。

### ▶問合せ先

健康福祉課 子育て支援係 ☎67-2156

「陶芸教室」のご案内

オリジナルの茶碗や花瓶を作ってみませんか。初心者の方も、ぜひどうぞ。

▼日時

7月8日(木)  
午後7時～午後9時

▼会場

健康増進センター

▼講師

長岡雅彦さん

▼受講費

1000円(当日集金)

▼申込期限

7月1日(木) ※電話可

▼その他

※当日はマスクの着用をお願いいたします。  
また、発熱等、体調がすぐれない場合は参加をご遠慮ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止となる場合がありますので、ご了承ください。

▼申込み・問合せ先

西部公民館

☎67・2208

使用済小型家電の無料回収を行います

家庭で使用しなくなった小型家電を無料で回収します。ごみの軽減と資源のリサイクルのため、小型家電の回収にご協力ください。

▼回収日時

6月5日(土)

午前9時～午前11時

▼回収場所

役場正面駐車場(国道側)

▼回収できる家電

パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、CDプレーヤー、ゲーム機など

▼問合せ先

税務町民課 住民生活係

☎67・2119

労働保険に関するお知らせ

▼①年度更新について

令和3年度労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、6月1日(火)～7月12日(月)です。管轄の労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。年度更新の申告書は、郵送や電子申請でも受け付けています。

▼②電子申請について

労働保険に関する手続きは、「電子申請」をぜひご利用ください。

自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届出が可能です。また、労働保険料の納付は、口座振替や電子納付が便利です。電子申請は「e-Gov (<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)」で行うことができます。

▼問合せ先

厚生労働省労働基準局

労働保険徴収課

☎03・5253・1111

消防設備点検資格者講習のお知らせ

▶講習期間

第1種：8月30日～9月1日(3日間)  
第2種：9月7日～9日(3日間)

▶会場 山形ビッグウイング

▶受講料 種別ごと：32,384円  
(科目免除がある場合：30,384円)

▶受付期間 7月1日～22日(持参又は郵送)

▶申込書入手先

- ①西村山広域行政事務組合消防本部
- ②山形県消防設備協会
- ③(一財)日本消防設備安全センターホームページ  
※ダウンロードによる

▶申込み・問合せ先

(一社)山形県消防設備協会  
☎023-629-8477

危険物取扱者保安講習のお知らせ

危険物取扱者免状を所持した危険物業務に従事する方は、3年に1度の受講が必要です。

▶西村山地区の会場及び開催日時

村山総合支庁 西村山地域振興局(西庁舎)  
10月21日(給取：午後1時30分～)  
10月22日(一般：午前9時～・午後1時30分～)

▶申請書受付期間

6月21日(月)～7月16日(金) ※先着順

▶受講案内及び申請書入手先

西村山広域行政事務組合消防本部、消防署及び各分署、山形県危険物安全協会連合会など  
※直接受け取ってください。

▶提出・問合せ先

山形県危険物安全協会連合会  
☎023-632-5744

## 重度心身障がい(児)者医療証、ひとり親家庭等医療証一斉更新のお知らせ

現在お持ちの医療証が6月30日で期限切れとなりますので、更新手続きをお願いします。

なお、今年度の手続きについては、医療証をお持ちの方は、新型コロナウイルス感染予防のため、郵送による手続きを推奨していますので、申請書を自宅へ送付します。

### ① 重度心身障がい(児)者医療証

#### ▶対象者

市町村民税所得割額が235,000円未満で、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1・2級をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ・療育手帳Aをお持ちの方
- ・公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金等)の障害基礎年金1級を受給されている方
- ・特別障害給付金制度の障害基礎年金1級相当に認定された方
- ・精神障害者で、恩給法特別項法第一項症を受給されている方
- ・特別児童扶養手当法施行令別表第3の1級程度の方および別表第1程度の20歳以上の方

#### ▶持ち物

①健康保険証、②印鑑、③身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害基礎年金振込通知書など障害の程度を証明するものの写し、④重度心身障がい(児)者医療証

### ② ひとり親家庭等医療証

#### ▶対象者

ひとり親家庭で18歳以下の児童を扶養しており、所得税が課税されていない方

#### ▶持ち物

①健康保険証、②印鑑、③ひとり親家庭等医療証

### ○医療証更新の受付(身親共通)

郵送での申請が難しい方は、以下の日程で受付します。

受付日	場所	時間
6月24日(木)	西部公民館	午前9時～ 午前11時30分
6月25日(金)	秋葉山交遊館	午前9時～ 午前11時30分
6月28日(月)	朝日町役場 健康福祉課	午前8時30分～ 午後5時15分

※医療証をお持ちでない方は、問合わせください。

#### ▶問合せ先

健康福祉課 保健医療係 ☎67-2116  
子育て支援係 ☎67-2156

## 国民年金保険料の産前産後期間免除制度のお知らせ

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号保険者が出産を行った際には、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度があります。

#### ▶国民年金保険料が免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(以下「産前産後期間」といいます。)保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産された方を含みます)

#### ▶産前産後期間の取り扱い

産前産後期間として認められた期間は、保険料を

納付したもものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

#### ▶対象者 国民年金第1号保険者

#### ▶申請方法

出産予定日の6か月前から届出可能です。出産前に届出をする場合は母子手帳、出産後に届出をする場合は出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類(役場で確認できる場合は不要)を持参の上、申請してください。

#### ▶問合せ先

寒河江年金事務所 国民年金課 ☎84-2551  
税務町民課 住民生活係 ☎67-2119